

社会福祉法人厚沢部町社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚沢部町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員及び理事、監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会役員等については、報酬を支給しないが、法人業務を行う場合に別に定める規定により費用を弁償することができる。

(費用)

第4条 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものである。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成30年3月22日から施行する。